

魚沼民商だより

2017年
第2042号

946-0032
新潟県魚沼市板木
電話025(792)3064
e-mail:umisyo@rose.ocn.ne.jp
発行 魚沼民主商工会
No.4553 P.1/1

小千谷税務署へ 申し入れを行いました！

2月10日、私たち民商は小千谷税務署へ「集団申告」「税務行政」等について申し入れを行いました。

民商からは高橋会長はじめ、宮崎副会長、佐藤常任理事（広神）、井上支部長（小出）、杵渕支部長（小千谷）、税務調査に遭われた産業廃棄物収集運搬業者（以下、「産廃業者」という）、事務局員の7人が参加しました。税務署は寺尾卓総務課長、いらざわ署員の2人が応対しました。

特に、今回の中申し入れ書には、①「マイナンバーが記載されていないこと」、②「申告書等提出票の作成・提出強要をしないこと」、③「税務運営方針を遵守し、納税者には親切に応対すること」（※2つの事例を盛り込む）を重点に置きました。

まず申し入れ文書を声高らかに読み上げ、次いで税務署からの回答を受け、その後白熱したやり取りとなりました。

①の回答は、「申告書にはマイナンバーの記載が必要で義務となっています。しかしマイナンバーは、直接、申告金額に関わりがないのでそのまま受理を致します」そして「マイナンバーを記載した申告書は、本人確認のため、マイナンバーカードを持参。マイナンバーカードがない方は番号確認書類（通知カード）+身元確認書類（運転免許証など）が必要です」と、煩雑でとても大変なことが浮き彫りとなりました。

②の回答は、「法的根拠はありません。マイナンバーの活用が本格化したことから、提出した書類について厳格に管理する必要があるとの考え方で、協力をお願いするものです」と、訳の分からない内

容でした。

③については、2つの事例で「昨年9月、修正申告書の提出が一変して、違法調査に切り替えられたこと」、そして「昨年11月、任意調査にも関わらず、産廃業者は署内に長時間拘束され、本人の目の前で、署員が手元の書類を机に強く叩き付けました。このことで産廃業者は恐怖に駆け、精神的にパニックとなり、ほぼ強制的に書類に押印したこと」を本人から当時の状況を告発しました。

③の回答は、まず「（産廃業者の件で）大変申し訳御座いませんでした。このことを内部調査を行い、税務運営方針に則した指導を強めて参りたい」と、謝罪と今後の対応について話しました。また「事前通知をキチンとすることから、通知を文書で行うこと」を、国税局に強く申し上げます」と回答しました。



申し入れ参加者、小千谷税務署前にて撮影



三・一三重税反対全国統一行動小千谷魚沼集会！

日時 3月13日（月）

会場 小千谷市民会館

第48回3・13重税反対全国

法律相談のお知らせ

日 時 3月 14日(火)
午後1時より

会 場 民商事務所
弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)

相談料 3,000円

*事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。

※ 自主申告活動は、必ず支部・班の集まりに
参加しましょう！
ウラ面もご覧ください！

- 1、確定申告書にはマイナンバー未記載とし、提出しますよう。
- 2、集会終了後、小千谷税務署までパレードを行います。
- 3、足が痛いなどの理由で、歩けない人は市民会館から税務署付近までバスを出します。
- 4、市民会館、税務署周辺の路上駐車は厳禁です。支部の送迎バスで参加しましょう。